

保険の広場

ボランティア活動保険と食中毒について

うっとうしい梅雨の季節は、ボランティア活動の際にも食中毒などの発生には注意が必要です。食中毒予防のためには、入念な手洗いを励行して、細菌などを食べ物に「つけない」（よく洗う）、食べ物に付いた細菌を「増やさない」（低温保存）、そして、食べ物や調理器具に付いた細菌などを「やっつける」（加熱処理）、ことが肝心だといわれています。今回はボランティア活動保険と食中毒などの取り扱いについてお伝えします。

ボランティア活動保険に関するQ&A

Q1

子ども会でのボランティア活動の際に、お昼に食べた仕出し弁当が原因で、ボランティアと子どもが食中毒を発症してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？



A1

ボランティアは補償されますが、子どもは補償されません。ボランティア活動保険は、不慮のケガ以外にボランティア自身の食中毒（O157など）もケガの補償の対象となります。（傷害補償）

Q2

配食・給食ボランティア活動で食事の提供を行っています。提供した食事で、万一、食中毒が発生した場合は補償されますか？



A2

調理中、あるいは運搬中などのボランティア活動中に原因があって食中毒が発生した場合は、被害者への損害賠償などが補償されます。ただし、時間をおいて食べたことによって起きた事故は、一般的に損害賠償責任が発生しないので補償の対象とはなりません。（賠償責任補償）

Q3

炎天下でボランティア活動をしていましたが、熱中症になってしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？



A3

熱中症（日射病・熱射病）によって身体に障害を被った場合は、補償されます。

ボランティア活動保険には「ケガの補償」と「賠償責任の補償」がありますが、ケガの補償については、偶然な不慮のケガはもちろんのこと、それ以外にも「食中毒」や「感染症」、そして「熱中症（日射病・熱射病）」などによる障害も補償されます。とくに暑い夏のボランティア活動では、体調管理や事故防止に十分注意して、ボランティア活動に取り組みましょう。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。